



協議事項

協議事項 1

件名：336 複合地区第 70 回年次大会について

勝本 竜一

開催年月日

6/1(土)記念ゴルフ大会 / 前夜祭 6/2(日)代議員分科会 / 代議員総会 / 大会式典

開催場所

記念ゴルフ大会：下関ゴールデンゴルフクラブ

前夜祭：海峡メッセ下関

代議員分科会・代議員総会・大会式典：海峡メッセ下関

- ①関連会議日程表 ※第 3 回ガバナー協議会で承認済であるが再確認の為提出P2
- ②新旧引継ぎ会について (6/1 13:00~14:00)
※ご案内と出欠確認フォームを 4 月上旬にお送りいたします。
出席対象：現ガバナー協議会構成員、次期議長予定者、ガバナーエレクト
現 MD 事務局運営委員会委員長と委員 (各地区幹事)
次期 MD 事務局運営委員会委員長と委員予定者 (各地区幹事予定者)
- ③議事規則(案) ※第 3 回ガバナー協議会後に規約変更P3
- ④議事運営構成表(案) ※第 3 回ガバナー協議会後に規約変更P4
- ⑤提出議案(案) ※会計報告別添資料はガバナー協議会では割愛P5~7
- ⑥一社) 日本ライオンズからの上程議案の依頼と内容P8~9
【第 1 号議案】L 必携 61 版改定 ※複合地区会則P10~24
【第 2 号議案】L 必携 61 版改定 ※国際理事候補者資格審査委員会規則P25~26
【第 3 号議案】第 62 回 OSEAL フォーラム(札幌)協力金拠出のお願いP27
【第 3 号議案】第 62 回 OSEAL フォーラム(札幌)収支予算書P28
【第 4 号議案】一般社団法人日本ライオンズ会費規定P29
- ⑦議事運営委員会次第(案)P30
※ご案内と出欠確認フォームを 4 月上旬にお送りいたします。
※大会の打合せ会となりますので、複合地区役員各位におかれましては、
必ずご出席いただきますよう何卒お願い申し上げます。
- ⑧前夜祭次第(案)P31
- ⑨資格証明委員会次第(案)P32
- ⑩国際理事候補者資格審査委員会次第(案)P33
- ⑪第一分科会次第(案)P34
- ⑫第二分科会次第(案)P35
- ⑬第三分科会次第(案)P36
- ⑭決議委員会次第(案)P37
- ⑮代議員総会次第(案)P38
- ⑯式典次第(案)P39
- ⑰大会前日と当日の議長・ガバナーのドレスコードと着替え時間、場所等についての確認

協議事項 2

件名：第 106 回メルボルン国際大会 (6/21-25) ドレスコードについて

藤井 信英

ドレスコードについて ※例年通り下記とするか

役職	前夜祭	代議員総会	式典
議長・ガバナー	男性：白タキシード 女性：着物・スーツ ワンピース	男性：白タキシード 女性：着物・スーツ ワンピース	男性：白タキシード 女性：着物・スーツ ワンピース
次期議長 ガバナーエレクト	ダークスーツ	同上	同上
第一・第二副地区ガバナー 予定者	ダークスーツ	ダークスーツ	ダークスーツ

国際大会スケジュールP40

その他協議事項

ライオンズクラブ国際協会 336 複合地区第 70 回年次大会 関連会議日程表

※本登録終了後、会場が変更になる場合がございます。

月日	時間	行事名	場所	参加数 ※暫定	
6/1 (土)	13:00 14:00	新旧引継ぎ会	海峡メッセ下関 8F 805 会議室	22 名	
	14:00 15:30	代議員総会・式典リハーサル	海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場		
	16:30 17:30	議事運営委員会	海峡メッセ下関 8F 804 会議室	40 名	
	17:30 18:30	前夜祭受付	海峡メッセ下関 4F イベントホール ロビー		
	18:30 20:30	前夜祭	海峡メッセ下関 4F イベントホール	390 名	
6/2 (日)	08:00 08:40	代議員受付	海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場 ロビー		
	08:00 08:50	資格証明委員会	海峡メッセ下関 8F 806 会議室	7 名	
	08:30 11:00	一般登録受付	海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場 ロビー		
	09:00 09:45	国際理事候補者資格審査委員会	海峡メッセ下関 8F 802 会議室	13 名	
	09:00 09:45	代議員分科会	第一分科会 LCIF/ IT・M・ライオンズ情報/アラート	海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場	300 名
			第二分科会 GMT (GMA) /GLT/GST/SCP・FWT/ 長期計画/会計	海峡メッセ下関 10F 国際会議場	300 名
			第三分科会 国際大会/YCE・国際関係・レオ・平和ポスター/ 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚/ 会則および付則・運営マニュアル編集	海峡メッセ下関 9F 海峡ホール	300 名
	09:45 09:55	決議委員会	海峡メッセ下関内 8F 803 会議室	7 名	
	10:00 11:00	代議員総会	海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場	864 名	
	11:15 12:45	式典	海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場	1,400 名	

336 複合地区第 70 回年次大会議事規則(案)

1. 336 複合地区第 70 回年次大会は、大会に参加した複合地区内の現・元国際協会役員およびクラブ代議員をもって構成する。その他の会員および同伴者は、大会に参加することができるが、発言したり投票したりすることはできない。複合地区大会のいかなる会合においても、登録した代議員の過半数を定足数とする。
2. クラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格証明委員会に提出し、資格を承認されなければならない。
3. 大会議長（以下議長という）にはガバナー協議会議長、大会幹事にはガバナー協議会副議長または幹事、大会副議長にはこのほかのガバナー協議会構成員が当たる。議長に事故あるときは大会幹事がこれに当たり、大会幹事が欠けたときはあらかじめ定めた順位に従って大会副議長がこれに当たる。
4. 議長は下記の委員会および分科会を設け、代議員のうちからその委員長および副委員長（さらに、必要な場合は顧問）を任命する。
 - (1) 資格証明委員会
 - (2) 議事運営委員会
 - (3) 国際理事候補者資格審査委員会
 - (4) 決議委員会（ただし議長は決議委員会を次の分科会に分けることができる）
 - ① 第一分科会 LCIF /IT・M・ライオンズ情報/アラート
 - ② 第二分科会 GMT (GMA) /GLT/GST/SCP・FWT/長期計画/会計
 - ③ 第三分科会 国際大会/青少年・環境保全・保健福祉/YCE・国際関係・レオ/LQ/会則

代議員の委員会および分科会の所属は議長がこれを定める。

5. 各委員会および分科会の委員長はその議事を主導し、審議結果を大会に報告する。
6. 議決はすべて、出席し投票した構成員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。ただし、複合地区会則改正など別途に定める場合は、その規定による。クラブ代議員が投票できないときは補欠がこれに代わる。
7. 国際理事候補者推薦については、国際理事資格審査委員会規則による。また国際第 3 副会長候補者推薦については、国際第 3 副会長立候補者推薦手続規則による。複合地区年次大会における立候補者の推薦は、無記名投票によるものとし、出席し、投票した代議員の有効票数の過半数得票者を推薦する。
8. 議案は、あらかじめ文書をもって各地区ガバナーを経由してガバナー協議会に提出する。ガバナー協議会はこれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催 2 週間前までに各クラブに通知する。準地区年次大会の決定を経て、複合地区大会に提出される議案は、地区ガバナーより文書で大会議長に提出し、大会議長の判断で議案に加えることができる。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席したすべての代議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
9. 提案理由の説明および発言は、一人 3 分を超えてはならない。ただし、大会では議長、委員会および分科会では委員長が特に必要と認めた場合は、このかぎりではない。
10. 代議員選出については、国際付則第 9 条第 3 項、国際会則第 5 条 2 項及び第 6 条 2 項による。
11. 別に定めないかぎり、議事手続はロバート議事規則最新版による。

※ 参照 複合地区会則の改正について
複合地区会則第 26 条「改正」

本会則の改正には複合地区大会に出席し、投票した代議員の 3 分の 2 以上の賛成投票を要する。



ライオンズクラブ国際協会 336複合地区 第70回年次大会 議事運営構成表(案)

大会顧問	元国際理事	渡部 雅文	大会議長	澤 辰水			
		谷野 徹	大会副議長	藤井 信英	大会副議長	山崎 もとみ	
		名越 勉	大会幹事	三口 巖	大会会計	山崎 勝彦	
			大会会計監査	松本 正福	弓場 秀俊		
委員会	委員長		副委員長		委員		
6/2 8:00~8:50 資格証明委員会	336複合地区 ガバナー協議会議長	D 澤 辰水	C地区ガバナー(大会幹事) A地区ガバナー(大会会計)	C 三口 巖 A 山崎 勝彦	キャビネット会計		A 大野 富彦 B 佐々木 孝之 C 二神 好章 D 楯 伸
6/1 16:30~17:30 議事運営委員会	B地区ガバナー(大会副議長)	B 藤井 信英	C地区ガバナー(大会幹事)	C 三口 巖	MD事務局運営委員長 松岡 寿一郎		
6/2 9:00~9:45 国際理事候補者 格審査委員会	D地区ガバナー(大会副議長)	D 山崎 もとみ	国際理事候補者格審査委員		大会顧問 渡部 雅文 元国際理事 谷野 徹 名越 務		
	司会 キャビネット幹事	D 藤本 節男					
6/2 9:45~9:55 決議委員会	D地区ガバナー(大会副議長)	D 山崎 もとみ	A地区ガバナー(大会会計)	A 山崎 勝彦	大会議長 澤 辰水		
6/2 9:00~9:45 第一分科会 LCIF IT M ライオンズ情報 アラート	アラート委員会委員長 西尾 慎一		LCIF副エリアリーダー 橋本 充好 LCIFコーディネーター 高岡 英治 日本ライオンズアラート西日本統括リーダー 藤井 信英 LCIF副コーディネーター 泉 清博 IT・M・ライオンズ情報委員長 廣畑 雅弘 IT・M・ライオンズ情報副委員長 上田 隆政 ライオン誌日本語版委員 植田 節雄 アラート委員会副委員長(実働) 出射 隆文 アラート委員会副委員長(運営)	A 山崎 勝彦	A~D準地区委員長 酒井 陽典 松本 善文 高橋 信也 武部 昭 織田 秀樹 井上 哲孝 廿日出 一晴 白坂 吉友 眞治 憲之 田部 眞一郎 中川 和昌		
	司会 キャビネット幹事	B 松岡 哲也					
6/2 9:00~9:45 第二分科会 GMT(GMA) GLT GST SCP・FWT 長期計画 会計	GMTコーディネーター 池原 堅		GMA世話人 真鍋 隆 GST世話人・監査委員 弓場 秀俊 GLT世話人・A地区ガバナー(大会会計) 山崎 勝彦 GSTコーディネーター 中島 繁 GST副コーディネーター 占部 智之 SCP・FWTコーディネーター 鶴飼 恵美 長期計画委員長 酒井 公一 長期計画副委員長 石井 淑雄 長期計画副委員長 上原 正樹 長期計画副委員長 鳴戸 大二 長期計画副委員長 神田 義満 監査委員 松本 正福	A 山崎 勝彦	336複合地区委員会副委員長 向 和人 西本 義弘 榎本 明 日下 眞二 A~D準地区委員長・コーディネーター 難波 進 宮本 浩二 岡田 和好 高尾 佳孝 高田 信吾 今井 久師 長尾 和彦 畑中 隆之 横路 望 清水 敏昭 藤岡 志津恵 斉藤 由香 大辺 幸枝 坂東 伸政 原田 瑞樹 九十九 誠		
	司会 キャビネット幹事	A 斎藤 明子					
6/2 9:00~9:45 第三分科会 国際大会 YCE 国際関係・レオ 平和ポスター 青少年 LQ 薬物乱用防止 環境保全 保健福祉 献血・献眼・視聴覚 会則	会則および付則・運営マニュアル編集委員会 委員長 松岡 諒		日本ライオンズ国際大会委員 徳永 修 YCE・国際関係・レオ・平和ポスター世話人 三島 英揮 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止世話人 三口 巖 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚世話人 岡村 聖爾 会則および付則・運営マニュアル編集世話人 春木 扶佐子 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員長 沖 一雄 青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止副委員長 蔵本 守雄 YCE・国際関係・レオ・平和ポスター委員長 大和 博見 YCE・国際関係・レオ・平和ポスター副委員長 田中 秀幸 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚委員長 保久 早苗 環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚副委員長 一宮 昭夫 会則および付則・運営マニュアル編集副委員長	徳永 修 三島 英揮 三口 巖 岡村 聖爾 春木 扶佐子 沖 一雄 蔵本 守雄 大和 博見 田中 秀幸 保久 早苗 一宮 昭夫	A~D準地区委員長・コーディネーター 徳本 秀樹 鈴木 健吾 堀江 成 馬場 信一 小銭 和明 鈴木 啓介 林 昂史 吉村 政男 小沢 恭介 神原 高宏 坂根 良一 井出 幸彦 池田 康利 小笠原 博 高島 俊司		
	司会 キャビネット幹事	C 澤田 和寿					

336 複合地区第 70 回年次大会提出議案(案)

■ 審議事項

第 1 号議案	
336 複合地区 2024～2025 年度複合地区会費について	議長提案

会員一人当たり 1 カ月 300 円としたい。内訳は、複合地区運営費 140 円、複合地区大会費 80 円、一般社団法人日本ライオンズ賛助会費 80 円である。

<趣旨説明>
前年通りの徴収をお願いしたい。

第 2 号議案	
二人目以降の家族会員の複合地区費・複合地区大会費について	議長提案

2024～2025 年度の二人目以降の家族会員（子会員）の複合地区および複合地区大会費を免除としたい。

<趣旨説明>
会員増強とライオンズクラブの更なる発展の必要性に鑑み、今年度も引き続き免除したい。

第 3 号議案	
学生会員とレオライオンの複合地区費・複合地区大会費について	議長提案

2024～2025 年度「学生会員」と「レオライオン」の複合地区費および複合地区大会費を免除としたい。

<趣旨説明>
今後の会員増強とライオンズクラブの更なる発展に繋げる為、今年度も引き続き免除したい。

第 4 号議案	
公益財団法人日本ライオンズ設立について	議長提案

<趣旨説明>
【10/11一般社団法人日本ライオンズ第4回理事会議事録より抜粋】
一般財団法人日本ライオンズ不老理事長より説明、去る2021年10月にサンディエゴで開催された国際理事会において、一般財団法人日本ライオンズが正式に承認されている件の報告、内閣府公益財団法人の認定手続きを開始した旨説明と、フットサル・寺子屋事業の説明をされた。公益化には定期的な収入が必要である事（会員負担）皆さんの理解を得ていきたい旨の説明をされた。注：11/1付で内閣府より認定され、公益財団法人日本ライオンズとなった。

第3回ガバナー協議会で下記意見があった。
・両建ての寄付についてどう扱うか、社団と財団の関係を整理してほしい
・一般メンバーの方への説明が不十分。理解していただく為に丁寧な説明が必要
・公益財団法人の財源確保の為に会費負担が伴う
・公益事業を行う必要がある
・組織の中身を精査、ガバナーによるチェック機能を明確にしてほしい
・慎重審議と次期ガバナーへのしっかりした引き継ぎが必要

第 5 号議案	
336 複合地区会計報告について	議長提案

(1) 2022～2023 年度 336 複合地区会計報告
2022～2023 年度 336 複合地区会計報告書…………… P〇～〇

- (2) 2023～2024 年度上半期 336 複合地区会計報告
 2023～2024 年度 336 複合地区上半期会計報告書…………… P〇～〇

第 6 号議案	
第 71 回複合地区年次大会の開催およびホストクラブについて	議長提案

第 71 回複合地区年次大会は 2025 年 6 月 1 日（日）（岡山市）で開催する。
 ホストクラブは、下記、336-B 地区の 23 クラブとする。

- 1R1Z：岡山 LC 岡山烏城 LC 岡山後楽 LC 御津 LC 岡山パール LC 岡山みらい LC
 1R2Z：西大寺 LC 岡山吉備 LC 岡山フェニックス LC 邑久 LC 岡山城東 LC
 1R3Z：備前 LC 備前三石 LC 日生 LC 和気 LC 吉永 LC
 2R1Z：岡山東 LC 岡山西 LC 岡山南 LC 岡山あげは LC 岡山北 LC 岡山マスカット LC 岡山ハーモニー LC

【一般社団法人日本ライオンズからの上程議案】

第 1 号議案	
ライオンズ必携第 61 版 複合地区会則改正の件（訂正を含む）	
提案者：一般社団法人日本ライオンズ 23-24 年度会則委員長 松本 宰史	
説明者：336 複合地区会則委員会委員長 松岡 諒	

第1号議案につきまして、本来は年次大会決議で事前に御承認を頂くところですが、発行スケジュールとの関係により、今回の改正につきましては発行後の事後承認を頂くことが、2023年11月15日開催一般社団法人日本ライオンズ第5回理事会にて了承をされました。
 改正箇所…………… P〇～〇

第 2 号議案	
ライオンズ必携第 61 版 国際理事候補者資格審査委員会規則改正の件	
提案者：一般社団法人日本ライオンズ 23-24 年度会則委員長 松本 宰史	
説明者：336 複合地区会則委員会委員長 松岡 諒	

第2号議案につきましても、本来は年次大会決議で事前に御承認を頂くところですが、発行スケジュールとの関係により、今回の改正につきましては発行後の事後承認を頂くことが、2023年11月15日開催一般社団法人日本ライオンズ第5回理事会にて了承をされました。
 改正箇所…………… P〇～〇

第 3 号議案	
第 62 回 OSEAL フォーラム（札幌）協力金の件	
提案者：331 複合地区ガバナー協議会議長 松浦 淳一 第62回 OSEALフォーラム委員長予定者 鶴嶋 浩二	
説明者：一般社団法人日本ライオンズ副理事長 池原 堅	

2024年2月26日開催一般社団法人日本ライオンズ第8回理事会へ上程され承認されました。
 協力金拠出のお願い…………… P〇
 収支予算書…………… P〇

第 4 号議案	
一般社団法人日本ライオンズ賛助会費の件	
提案者：一般社団法人日本ライオンズ理事長 田名部 智之	
説明者：一般社団法人日本ライオンズ副理事長 池原 堅	

賛助会費を80円として一本化する件については、2016年8月1日開催日本ライオンズ第3回

理事会で採択され、同年10月3日開催第1回社員総会において決議されました。したがって、再度の見解の統一とご確認をいただくために年次大会への上程をお願いすることが、去る2024年1月19日に開催された、第7回理事会にて申し合わされました。

一般社団法人日本ライオンズ会費規定 P〇

■報告事項

報告事項 1

一般社団法人日本ライオンズ会計報告について

- (1) 2022～2023 年度一般社団法人日本ライオンズ会計報告
2022～2023 年度一般社団法人日本ライオンズ会計報告書..... P〇～〇

報告事項 2

一般社団法人日本ライオンズ

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目2-4 八重洲ノリオビル5階

Phone:(03)6262-1263 Fax(03)3241-4388 E-mail:japanlions@apost.plala.or.jp

日本ライオンズ発行<2023-24-執-35>

2024年2月29日

ライオンズクラブ国際協会

複合地区ガバナー協議会議長 各位

地区ガバナー 各位

一般社団法人日本ライオンズ

理事長 田名部 智之

複合・地区年次大会への議案上程のお願い

拝啓 雨水の候 ますますご清祥にてライオニズムの高揚にご精進のことと存じます。

さてこのたび、日本ライオンズ理事会にて協議を重ねてまいりました各議案について、年次大会にて上程と承認決議を頂きたいので、お知らせ申し上げます。

今年度の年次大会の議案として、別紙の通り取り上げていただきますよう、お取り計らいの程、何卒よろしく願いいたします。

敬具

一般社団法人日本ライオンズ

〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目2-4 八重洲ノリオビル5階

Phone:(03)6262-1263 Fax(03)3241-4388 E-mail:japanlions@apost.plala.or.jp

日本ライオンズ発行<2023-24-執-35>

日本ライオンズからの上程議案集

【第1号議案】ライオンズ必携第61版 複合地区会則改正の件（訂正を含む）

提案者：一般社団法人日本ライオンズ 23-24 年度会則委員長 松本 宰史

説明者：各複合地区会則委員長

【第2号議案】ライオンズ必携第61版 国際理事候補者資格審査委員会規則改正の件

提案者：一般社団法人日本ライオンズ 23-24 年度会則委員長 松本 宰史

説明者：各複合地区会則委員長

※第1号・2号議案につきまして、本来は年次大会決議で事前に御承認を頂くところですが、発行スケジュールとの関係により、今回の改正につきましては発行後の事後承認を頂くことが、2023年11月15日開催 一般社団法人日本ライオンズ第5回理事会にて了承をされました。

【第3号議案】第62回 OSEAL フォーラム（札幌）協力金の件

提案者：331 複合地区ガバナー協議会議長 松浦 淳一

第62回 OSEAL フォーラム委員長予定者 鶴嶋 浩二

説明者：各複合地区 協議会議長

※2024年2月26日開催 一般社団法人日本ライオンズ第8回理事会へ上程され承認されました。

【第4号議案】一般社団法人日本ライオンズ 賛助会費の件

提案者：一般社団法人日本ライオンズ理事長 田名部 智之

説明者：各複合地区 協議会議長

※賛助会費を80円として一本化する件については、2016年8月1日開催日本ライオンズ第3回理事会で採択され、同年10月3日開催 第1回社員総会において決議されました。したがって、再度の見解の統一とご確認をいただくために年次大会への上程をお願いすることが、去る2024年1月19日に開催された、第7回理事会にて申し合わされました。

以上

◎第1号議案の可決には出席代議員数の3分の2の賛成が必要

ライオンズ必携第61版改正箇所

第1号議案 複合地区会則改正

改正(第61版)	現行(第60版)
複合地区会則 目次	複合地区会則 目次 新たに追加 (P143-P144)
第1章 複合地区	目次を新たに追加する。
第1条 名称 ---145	
第2条 目的 ---145	
第3条 構成 ---146	
第4条 優越性 ---146	
第5条 複合地区ガバナー協議会 ---146	
第6条 複合地区年次大会 ---149	
第7条 複合地区委員会 ---150	
第8条 ライオン誌日本語版 ---151	
第9条 一般社団法人日本ライオンズ ---152	
第10条 ガバナー協議会事務局 ---154	
第11条 複合地区会計 ---154	
第2章 地区	
第12条 目的 ---155	
第13条 構成及び組織 ---156	
第14条 地区キャビネット会議 ---156	
第15条 地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー ---157	
1. 地区ガバナー ---158	
2. 第一副地区ガバナー ---160	
3. 第二副地区ガバナー ---161	
4. 空席の補充 ---163	
第16条 地区ガバナー・キャビネット ---164	
第17条 キャビネット構成員 ---165	
第18条 地区委員その他 ---167	
第19条 解任 ---167	

改正(第61版)	現行(第60版)
第20条 キャビネット構成員の任務 ---167	複合地区会則 目次 新たに追加 (P143-P144)
1. キャビネット幹事及び会計 ---167	目次を新たに追加する。
2. 地区GLTコーディネーター ---168	
3. 地区GMTコーディネーター ---169	
4. 地区GSTコーディネーター ---170	
5. 地区GETコーディネーター ---171	
6. 地区LCIFコーディネーター ---172	
7. リジョン・チェアパーソン ---173	
8. ゾーン・チェアパーソン ---174	
9. 地区マーケティング委員長 ---176	
10. 地区グローバル・アクション・チーム(GAT) ---177	
第21条 地区年次大会 ---178	
第22条 地区名誉顧問会 ---180	
第23条 地区ガバナー諮問委員会 ---180	
第24条 キャビネット事務局 ---181	
第25条 地区会計 ---181	
第3章	
第26条 改正 ---182	
第27条 規則の制定および改廃 ---182	
第28条 名称、紋章、その他標識 ---182	
第29条 禁忌事項 ---182	
第30条 施行期日 ---184	
別紙A 標準版複合地区年次大会議事規則(例) ---185	
別紙B 複合地区大会開催手順(例) ---187	
別紙C 標準版地区年次大会議事規則(例) ---191	
別紙D 地区大会開催手順(例) ---194	
別紙E~G 指名委員会チェックリスト ---198	
別紙H 各複合地区・都道府県割表 ---201	

<p>第3条 構成 (P146)</p> <p>複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、<u>その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。</u></p>	<p>第3条 構成 (P140)</p> <p>複合地区は、別表1の地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。</p>
<p>第6条 複合地区年次大会 (P149)</p> <p>7. 複合地区大会は<u>国際理事候補者資格審査委員会規則</u>に基づいて、国際理事候補者の推薦を行う。また、<u>国際第3副会長立候補者推薦手続規則</u>に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。</p>	<p>第6条 複合地区年次大会 (P144)</p> <p>7. 複合地区大会は<u>国際理事候補者推薦選挙手続規則</u>に基づいて、国際理事候補者の推薦を行う。また、<u>国際第3副会長立候補者推薦手続規則</u>に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。</p>
<p>第8条 ライオン誌日本語版 (P151)</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式<u>広報誌</u>とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p>	<p>第8条 ライオン誌日本語版 (P145)</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p>

◆第2章 地区 P149～

改正 (第61版)	現行 (第60版)
<p>(P156)</p> <p>2. <u>リジョン及びゾーンの構成は、地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、2つ以上のゾーンにより構成されるリジョンに分けることが出来、そのゾーンは通常4から8のクラブから成るが、ゾーンは新たに結成されたクラブを含める際にはいつでもクラブ数を拡大することができる。その編成案は提出前に、所属クラブに30日前までに通知する。</u></p>	<p>(P150)</p> <p>2. 地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、16以下及び10以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8以下及び4以上のクラブを持つゾーンに分ける。</p>
<p>第14条 地区キャビネット会議 (P156新設)</p> <p>1. <u>地区キャビネット会議</u></p>	<p>(P150)</p> <p>「地区キャビネット会議」を新たに加える。</p>

<p>(a) <u>定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに1回ずつ開かれるものとし、第1回会議は、国際大会閉会後30日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の10日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。</u></p> <p>(b) <u>特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の5日から20日の間に、文書(手紙、電子メール、ファックス、電報を含む)で各キャビネット構成員に送らなければならない。</u></p> <p>(c) <u>定足数。キャビネット構成員の過半数の出席をもってキャビネット会議の定足数に達したとみなされる。</u></p> <p>(d) <u>投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。</u></p> <p>2. <u>代替会議形式。地区キャビネットの定例会議又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。</u></p> <p>3. <u>郵便による業務処理。地区キャビネットは、郵便(文書、電子メール、ファックス、電報を含む)により業務処理を行うことができる。ただし、全キャビネット構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為はいかなるものも有効とはならない。このような行為は、地区ガバナーまたは地区役員のいずれか3人により提議することができる。</u></p>	<p>第14条 地区キャビネット会議が追加されたことにより、以下条数を降繰り上げる</p> <p>第14条 地区ガバナー、第一および第二副地区ガ</p>
---	--

<p>バナー (P157)</p> <p>1. 地区ガバナー</p> <p><u>国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。</u></p> <p><u>(a) 地区における会員増加につながるよう、協会の目的を推進する。</u></p> <p><u>(b) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を実施する地区の役員チームのメンバーを監督する。</u></p> <p><u>(1) 新ライオンズクラブを結成する。</u></p> <p><u>(2) 効果的なクラブ運営を徹底する。</u></p> <p><u>(3) 会員純増を達成する。</u></p> <p><u>(4) クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。</u></p> <p><u>(5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。</u></p> <p><u>(6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。</u></p> <p><u>(c) 地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして、地区内クラブの会員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道奉仕を監督し、推進する。</u></p> <p><u>(d) 地区の運営管理を監督する。</u></p> <p><u>(1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。</u></p> <p><u>(2) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。</u></p> <p><u>(3) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録一式並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。</u></p>	<p>バナー (P150)</p> <p>第1第2は、全て国際会則にあわせ漢数字に統一。</p> <p>1. 地区ガバナー</p> <p>本協会の国際役員として、また国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区の最高行政役員として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計（または幹事兼会計）、その他単一地区または複合地区の会則および付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な責任は次の通りである。</p> <p>(a) 本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 地区レベルのグローバル会員増強チーム（GMT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。</p> <p>(c) 地区レベルのグローバル指導力育成チーム（GLT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、クラブ及び地区レベルにおける指導力育成を積極的に支援するよう働きかける。</p> <p>(d) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進する。</p> <p>(e) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。</p> <p>(f) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。</p>
--	---

<p><u>(4) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。</u></p> <p><u>(5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。</u></p> <p><u>(e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。</u></p> <p><u>(1) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが最低年に1度地区ガバナー、地区キャビネットの一員、または地区ガバナーが指名するライオンによる直接の（または必要ならオンラインでの）訪問を受けることを確実にする。</u></p> <p><u>(2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェアパーソン（いる場合）の支援を得て、地区内の各クラブの状態を見守り、各クラブがグッドスタンディングを保っていること、会員のニーズを満たしていること、協会の目的を支援していることを確かめる。</u></p> <p><u>(3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ間の協調を図り、対立を解消する。</u></p> <p><u>(f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会議に出席した場合には、その議長を務める。</u></p> <p><u>(g) 国際理事会により要請されるその他の任務を遂行する。</u></p>	
<p>2. 第一副地区ガバナー (P160)</p> <p><u>第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役及び代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。</u></p> <p><u>(a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。</u></p> <p><u>(b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的</u></p>	<p>第1を「第一」の漢数字で統一する。</p> <p>2. 第一副地区ガバナー (P151)</p> <p>第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高行政補佐役を務める。具体的な責任は次の通りである。</p> <p>(a) 本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 地区ガバナーチームにおけるグローバル会員増強チーム（GMT）との主要連絡役を務</p>

<p>に努力する。</p> <p>(c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。</p> <p>(d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。</p> <p>(1) 地区計画を遂行するために必要な行動を理解する。</p> <p>(2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。</p> <p>(3) チームメンバーが各自の役目を果たすために十分な研修を確実に受けるようにする。</p> <p>(4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。</p> <p>(e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。</p> <p>(f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。</p> <p>(g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、会議において議長を務める。</p> <p>(h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。</p> <p>(i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。</p> <p>(j) 地区予算作成に協力する。</p> <p>(k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。</p> <p>(l) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、年次地区大会を支援し計画すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。</p>	<p>め、地区における会員増強、新クラブ結成、ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割を担う。</p> <p>(e) 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、およびグローバル指導育成チーム(GLT)と協力し、地区全体の指導育成計画を策定及び実施する。</p> <p>(d) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。</p> <p>(e) 地区ガバナーから割当てられる行政任務を果たす。</p> <p>(f) 国際理事会の要請および他の指示に従い、その他の任務を遂行する。</p> <p>(g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。</p> <p>(h) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。</p> <p>(i) 地区予算作成に協力する。</p> <p>(j) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。</p> <p>(k) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。</p>
---	--

<p>3. 第二副地区ガバナー (P161)</p> <p>第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。</p> <p>(a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。</p> <p>(c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役(地区ガバナーの指示のもとに)を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運営を成功させられるよう努力する。</p> <p>(d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。</p> <p>(e) 地区ガバナーの職に備える。</p> <p>(1) 地区ガバナーの職責について熟知する。</p> <p>(2) リーダーとしての技量を測り、磨く。</p> <p>(3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情報資料を理解する。</p> <p>(4) クラブの健康のパロメーターに注意し、クラブの強みと弱みを測る。</p> <p>(5) ライオンズクラブ国際財団(LCIF)が提供するプログラムを理解する。</p> <p>(6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。</p> <p>(f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。</p> <p>(g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。</p> <p>(h) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。</p> <p>(i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。</p> <p>(j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。</p>	<p>3. 第二副地区ガバナー (P152)</p> <p>第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次の通りである。</p> <p>(a) 本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導育成チーム(GLT)との主要連絡役を務め、効果的な指導育成の実施及び促進において、自ら積極的に参加すると同時に他の地区役員に働きかける。</p> <p>(c) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、およびグローバル会員増強チーム(GMT)と協力し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。</p> <p>(d) 地区ガバナーから割当てられる任務を果たす。</p> <p>(e) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。</p> <p>(f) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。</p> <p>(g) 地区予算作成に協力する。</p> <p>(h) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。</p> <p>(i) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。</p>
---	--

<p>(k) <u>地区予算作成に協力する。</u></p> <p>第16条 地区ガバナー・キャビネット (P164)</p> <p>3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。<u>また、地区グローバルアクションチームのメンバーおよび LCIF 地区コーディネーターに、投票権が与えられる。</u></p> <p>4. <u>地区キャビネット（幹事団や内局等）の委員会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要なと適切と判断した場合には、その他の委員会及び（又は）委員長を設置し、任命することができる。このような委員会の委員長は、地区キャビネットの投票権のない構成員とみなされる。</u></p> <p>5. <u>レオまたはレオライオンがレオ/レオライオン・キャビネット・リエゾンの役職に任命される場合は、この役職はキャビネットにおける投票権を持たないアドバイザーを務める。</u></p> <p>5. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが決定する。</p> <p>6. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し、諮問することができる。</p>	<p>第15条 地区ガバナー・キャビネット (P154)</p> <p>3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。</p> <p>4. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが決定する。</p> <p>5. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し、諮問することができる。</p>
<p>第17条 キャビネット構成員 (P165)</p> <p>1. キャビネット構成員を次のとおりとする。</p> <p>(a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/<u>GET/LCIF</u> コーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン</p> <p>(b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。</p>	<p>第16条 キャビネット構成員 (P155)</p> <p>1. キャビネット構成員を次のとおりとする。</p> <p>(a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン</p> <p>(b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。</p>

<p>地区会則委員長、地区<u>マーケティング</u>委員長、地区会員委員長、地区国際大会委員長、地区 Y C E 委員長、地区情報<u>テクノロジー</u>委員長、地区エクステンション委員長、<u>地区糖尿病委員長、地区視力（献眼）委員長、地区食料支援（子ども食堂）委員長、地区小児がん委員長、地区環境保全委員長、地区アラート（災害支援）委員長、地区レオ委員長、地区 LCIF 委員長、（*）地区年次大会委員長、地区指導力育成委員長、地区ライオンズクエスト委員長、地区献血委員長、地区献血委員長、地区会員維持委員長、地区家族および女性委員長、地区青少年委員長</u>（*）330 複合地区のみ「地区ライオネス委員長」が残っている。</p>	<p>地区会則委員長、地区 P R 委員長、地区会員委員長、地区国際関係委員長、地区 Y C E 委員長、地区ライオンズ情報委員長、地区エクステンション委員長、地区視覚障害者福祉委員長、地区聴覚・言語障害者福祉委員長、地区レオ委員長、地区環境保全委員長、地区 LCIF 委員長、（*）地区大会参加委員長、地区指導力育成委員長、地区ライオンズクエスト委員長、地区献血委員長、地区 P R 委員長、地区文化および地域社会活動委員長、地区会員維持委員長、地区女性および家族会員増強委員長、地区アラート委員長、地区青少年委員長</p> <p>（*）330 複合地区のみ「地区ライオネス委員長」が残っている。</p> <p>◎（e）その他地区ガバナーの任命する地区委員長（330-331-332-333-334-335-337 複合地区）。</p> <p>◎（e）その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計（3-3-6 複合地区）。</p> <p>※地区特有の任命についてはここには掲載しない。</p>
<p>第19条 解任 (P167)</p> <p><u>地区ガバナーによって任命された地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区ガバナーが解任できる。地区ガバナー3、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除く、選挙で選ばれた地区キャビネット構成員は、正当な理由4があれば、地区キャビネット全構成員の3分の2以上の賛成票によって解任できる。</u></p>	<p>「第19条 解任」新たに追加</p>
<p>第20条 キャビネット構成員の任務 (P167~P178)</p> <p>1. <u>キャビネット幹事及び会計。地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。</u></p> <p>(a) <u>協会の目的を推進する。</u></p> <p>(b) <u>役職に伴って課せられる任務を遂行</u></p>	<p>第18条 キャビネット構成員の任務 P156</p> <p>1. <u>前地区ガバナーは地区の調和を図る。</u></p> <p>2. <u>キャビネット幹事は地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネットの運営事務をつかさどる。</u></p> <p>3. <u>キャビネット会計は地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネットの出納をつかさどる。</u></p>

◎第1号議案の可決には出席代議員数の3分の2の賛成が必要

ライオンズ必携第61版改正箇所

第1号議案 複合地区会則改正

改正（第61版）	現行（第60版）
複合地区会則 目次	複合地区会則 目次 新たに追加 (P143-P144)
第1章 複合地区	目次を新たに追加する。
第1条 名称 ---145	
第2条 目的 ---145	
第3条 構成 ---146	
第4条 優越性 ---146	
第5条 複合地区ガバナー協議会 ---146	
第6条 複合地区年次大会 ---149	
第7条 複合地区委員会 ---150	
第8条 ライオン誌日本語版 ---151	
第9条 一般社団法人日本ライオンズ ---152	
第10条 ガバナー協議会事務局 ---154	
第11条 複合地区会計 ---154	
第2章 地区	
第12条 目的 ---155	
第13条 構成及び組織 ---156	
第14条 地区キャビネット会議 ---156	
第15条 地区ガバナー、第一および第二副地区ガバナー ---157	
1. 地区ガバナー ---158	
2. 第一副地区ガバナー ---160	
3. 第二副地区ガバナー ---161	
4. 空席の補充 ---163	
第16条 地区ガバナー・キャビネット ---164	
第17条 キャビネット構成員 ---165	
第18条 地区委員その他 ---167	
第19条 解任 ---167	

改正（第61版）	現行（第60版）
第20条 キャビネット構成員の任務 ---167	複合地区会則 目次 新たに追加 (P143-P144)
1. キャビネット幹事及び会計 ---167	目次を新たに追加する。
2. 地区GLTコーディネーター ---168	
3. 地区GMTコーディネーター ---169	
4. 地区GSTコーディネーター ---170	
5. 地区GETコーディネーター ---171	
6. 地区LCIFコーディネーター ---172	
7. リジョン・チェアパーソン ---173	
8. ゾーン・チェアパーソン ---174	
9. 地区マーケティング委員長 ---176	
10. 地区グローバル・アクション・チーム (GAT) ---177	
第21条 地区年次大会 ---178	
第22条 地区名誉顧問会 ---180	
第23条 地区ガバナー諮問委員会 ---180	
第24条 キャビネット事務局 ---181	
第25条 地区会計 ---181	
第3章	
第26条 改正 ---182	
第27条 規則の制定および改廃 ---182	
第28条 名称、紋章、その他標識 ---182	
第29条 禁忌事項 ---182	
第30条 施行期日 ---184	
別紙A 標準版複合地区年次大会議事規則 (例) ---185	
別紙B 複合地区大会開催手順 (例) ---187	
別紙C 標準版地区年次大会議事規則(例) ---191	
別紙D 地区大会開催手順 (例) ---194	
別紙E～G 指名委員会チェックリスト ---198	
別紙H 各複合地区・都道府県割表 ---201	

<p>第3条 構成 (P146)</p> <p>複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、<u>その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。</u></p>	<p>第3条 構成 (P140)</p> <p>複合地区は、別表1の地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。</p>
<p>第6条 複合地区年次大会 (P149)</p> <p>7. 複合地区大会は<u>国際理事候補者資格審査委員会規則</u>に基づいて、国際理事候補者の推薦を行う。また、国際第3副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。</p>	<p>第6条 複合地区年次大会 (P144)</p> <p>7. 複合地区大会は国際理事候補者推薦選挙手続規則に基づいて、国際理事候補者の推薦を行う。国際第3副会長立候補者推薦手続規則に基づいて、国際第3副会長候補者の推薦を行う。</p>
<p>第8条 ライオン誌日本語版 (P151)</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式<u>広報誌</u>とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p>	<p>第8条 ライオン誌日本語版 (P145)</p> <p>1. 国際協会が直接発行する公式雑誌とは別個に、国際理事会の方針により、複合地区は他の複合地区と共同して共通のライオン誌日本語版を公式に発行する。</p>

◆第2章 地区 P149～

改正 (第61版)	現行 (第60版)
<p>(P156)</p> <p>2. <u>リジョン及びゾーンの構成は、地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、2つ以上のゾーンにより構成されるリジョンに分けることが出来、そのゾーンは通常4から8のクラブから成るが、ゾーンは新たに結成されたクラブを含める際にはいつでもクラブ数を拡大することができる。その編成案は提出前に、所属クラブに30日前までに通知する。</u></p>	<p>(P150)</p> <p>2. 地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。地区は、16以下及び10以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8以下及び4以上のクラブを持つゾーンに分ける。</p>
<p>第14条 地区キャビネット会議 (P156新設)</p> <p>1. <u>地区キャビネット会議</u></p>	<p>(P150)</p> <p>「地区キャビネット会議」を新たに加える。</p>

<p>(a) <u>定例会議。キャビネットの定例会議は四半期ごとに1回ずつ開かれるものとし、第1回会議は、国際大会閉会後30日以内に開かれる。キャビネット幹事は、地区ガバナーが定める日時及び場所を明示した会議の案内を、会議の10日前までに、文書で各キャビネット構成員に送らなければならない。</u></p> <p>(b) <u>特別会議。地区ガバナーは、自分の判断で特別会議を招集することができる。又、過半数のキャビネット構成員の文書による要求が地区ガバナー又はキャビネット幹事に提出された場合、地区ガバナーは特別会議を開かなければならない。キャビネット幹事は、その会議の目的と、地区ガバナーが定める開催日時及び場所を明示した会議の案内を、会議前の5日から20日の間に、文書(手紙、電子メール、ファックス、電報を含む)で各キャビネット構成員に送らなければならない。</u></p> <p>(c) <u>定足数。キャビネット構成員の過半数の出席をもってキャビネット会議の定足数に達したとみなされる。</u></p> <p>(d) <u>投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。</u></p> <p>2. <u>代替会議形式。地区キャビネットの定例会議又は特別会議は、地区ガバナーが決定した場合、電話会議及び/またはウェブ会議などの代替会議形式により開催することができる。</u></p> <p>3. <u>郵便による業務処理。地区キャビネットは、郵便(文書、電子メール、ファックス、電報を含む)により業務処理を行うことができる。ただし、全キャビネット構成員の3分の2の書面による賛成が得られない限り、そのような行為はいかなるものも有効とはならない。このような行為は、地区ガバナーまたは地区役員のいずれか3人により提議することができる。</u></p>	<p>第14条 地区キャビネット会議が追加されたことにより、以下条数を降繰り上げる</p> <p>第14条 地区ガバナー、第一および第二副地区ガ</p>
---	--

<p>バナー (P157)</p> <p>1. 地区ガバナー</p> <p><u>国際理事会の全般的監督のもとに本地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、第一及び第二副地区ガバナー、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事兼会計、その他本地区会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接監督する。具体的な任務は次のとおりである。</u></p> <p><u>(a) 地区における会員増加につながるよう、協会の目的を推進する。</u></p> <p><u>(b) 以下の分野における各地区目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための現行の地区行動計画を実施する地区の役員チームのメンバーを監督する。</u></p> <p><u>(1) 新ライオンズクラブを結成する。</u></p> <p><u>(2) 効果的なクラブ運営を徹底する。</u></p> <p><u>(3) 会員純増を達成する。</u></p> <p><u>(4) クラブレベルと地区レベルでリーダー育成と技能開発を提供する。</u></p> <p><u>(5) 有意義な人道支援奉仕を実施し報告するよう各クラブに奨励する。</u></p> <p><u>(6) ライオンズクラブ国際財団を支援・推進し、ライオンズクラブ国際財団へのクラブと会員による寄付を奨励する。</u></p> <p><u>(c) 地区グローバル・アクション・チーム・ファシリテーターとして、地区内クラブの会員増強、新クラブ結成、指導力育成、人道奉仕を監督し、推進する。</u></p> <p><u>(d) 地区の運営管理を監督する。</u></p> <p><u>(1) 会員のニーズを満たすため、地区の各行事を効果的に管理する。</u></p> <p><u>(2) 本地区会則に従って、キャビネット役員及び地区の委員を指導監督する。</u></p> <p><u>(3) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録一式並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。</u></p>	<p>バナー (P150)</p> <p>第1第2は、全て国際会則にあわせ漢数字に統一。</p> <p>1. 地区ガバナー</p> <p>本協会の国際役員として、また国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区の最高行政役員として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計（または幹事兼会計）、その他単一地区または複合地区の会則および付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。具体的な責任は次の通りである。</p> <p>(a) 本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 地区レベルのグローバル会員増強チーム（GMT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、会員増強及び新クラブ結成を積極的に支援するよう働きかける。</p> <p>(c) 地区レベルのグローバル指導力育成チーム（GLT）を監督すると共に、他の地区役員に対し、クラブ及び地区レベルにおける指導力育成を積極的に支援するよう働きかける。</p> <p>(d) ライオンズクラブ国際財団を支援かつ推進する。</p> <p>(e) 地区大会、キャビネット会議及び地区のその他会議に出席した場合には、その議長を務める。</p> <p>(f) 国際理事会が要請するその他任務を遂行する。</p>
--	---

<p><u>(4) 地区大会あるいは複合地区大会における地区年次会議で、現会計年度の詳しい収支報告書を提出する。</u></p> <p><u>(5) 協会の名称及び紋章の使用違反をすべてライオンズクラブ国際協会に報告する。</u></p> <p><u>(e) 各クラブが、国際会則及び付則に従って運営し、会員維持率を向上するアクティビティを支援し、協会におけるグッドスタンディングを保つよう、指導する。</u></p> <p><u>(1) 地区内のライオンズクラブの運営が円滑に行われるよう、各クラブが最低年に1度地区ガバナー、地区キャビネットの一員、または地区ガバナーが指名するライオンによる直接の（または必要ならオンラインでの）訪問を受けることを確実にする。</u></p> <p><u>(2) ゾーン・チェアパーソンとリジョン・チェアパーソン（いる場合）の支援を得て、地区内の各クラブの状態を見守り、各クラブがグッドスタンディングを保っていること、会員のニーズを満たしていること、協会の目的を支援していることを確かめる。</u></p> <p><u>(3) 適切な手段を用いて、ライオンズクラブ間の協調を図り、対立を解消する。</u></p> <p><u>(f) 地区大会、キャビネット会議及びその他会議に出席した場合には、その議長を務める。</u></p> <p><u>(g) 国際理事会により要請されるその他の任務を遂行する。</u></p>	
<p>2. 第一副地区ガバナー (P160)</p> <p><u>第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高運営補佐役及び代理を務める。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。</u></p> <p><u>(a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。</u></p> <p><u>(b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的</u></p>	<p>第1を「第一」の漢数字で統一する。</p> <p>2. 第一副地区ガバナー (P151)</p> <p>第一副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとに、地区ガバナーの最高行政補佐役を務める。具体的な責任は次の通りである。</p> <p>(a) 本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 地区ガバナーチームにおけるグローバル会員増強チーム（GMT）との主要連絡役を務</p>

<p>に努力する。</p> <p>(c) 地区ガバナー及び第二副地区ガバナーとともに、地区の強みと弱みを確認した上で、地区目標の達成に焦点を当てそれに向けて取り組むための、進行中の地区計画をさらに調整・推敲する。</p> <p>(d) 翌年度以降、地区目標に向けた行動計画を策定・実施できるよう、極めて優れたチームを特定して備える。</p> <p>(1) 地区計画を遂行するために必要な行動を理解する。</p> <p>(2) 各役職に就く上での、役割と責任、情報資料、そして資格のあるライオンズを知る。</p> <p>(3) チームメンバーが各自の役目を果たすために十分な研修を確実に受けるようにする。</p> <p>(4) クラブ役員と密接に協力して未来の地区役員を特定する。</p> <p>(e) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。</p> <p>(f) 地区ガバナーの要請に従って、他の地区委員会を監督する。</p> <p>(g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、会議において議長を務める。</p> <p>(h) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。</p> <p>(i) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。</p> <p>(j) 地区予算作成に協力する。</p> <p>(k) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。</p> <p>(l) 地区ガバナー及び地区大会委員会と連携し、年次地区大会を支援し計画すると共に、地区内の他の行事の企画及び推進において地区ガバナーに協力する。</p>	<p>め、地区における会員増強、新クラブ結成、ならびに既存クラブの成功を図る積極的役割を担う。</p> <p>(e) 地区ガバナー、第二副地区ガバナー、およびグローバル指導育成チーム(GLT)と協力し、地区全体の指導育成計画を策定及び実施する。</p> <p>(d) 地区ガバナー職に空席が生じた場合、その任務と責任を果たすことができるよう、地区ガバナーの任務を心得ておく。</p> <p>(e) 地区ガバナーから割当てられる行政任務を果たす。</p> <p>(f) 国際理事会の要請および他の指示に従い、その他の任務を遂行する。</p> <p>(g) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。</p> <p>(h) 必要に応じてガバナー協議会会議に参加する。</p> <p>(i) 地区予算作成に協力する。</p> <p>(j) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。</p> <p>(k) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。</p>
---	--

<p>3. 第二副地区ガバナー (P161)</p> <p>第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次のとおりであるが、これに限定されるものではない。</p> <p>(a) 地区における会員増加につながるよう、本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 現行の地区行動計画の成功に向けて積極的に努力する。</p> <p>(c) リジョン及びゾーン・チェアパーソンと地区との橋渡し役(地区ガバナーの指示のもとに)を務め、クラブの健康を支えるためゾーン運営を成功させられるよう努力する。</p> <p>(d) 地区内クラブの強みと弱みを把握し、クラブの発展をサポートする情報資料に精通する。</p> <p>(e) 地区ガバナーの職に備える。</p> <p>(1) 地区ガバナーの職責について熟知する。</p> <p>(2) リーダーとしての技量を測り、磨く。</p> <p>(3) 地区の構造と、会則及び付則、利用できる情報資料を理解する。</p> <p>(4) クラブの健康のパロメーターに注意し、クラブの強みと弱みを測る。</p> <p>(5) ライオンズクラブ国際財団(LCIF)が提供するプログラムを理解する。</p> <p>(6) 効果的なクラブ訪問を行う準備をする。</p> <p>(f) 地区ガバナーの要請に応じて、地区ガバナーの代理としてクラブを訪問する。</p> <p>(g) 地区ガバナーまたは国際理事会の方針によって課される職務やその他の指示を遂行する。</p> <p>(h) 年次地区大会の計画および開催において地区ガバナーおよび第一副地区ガバナーに助力する。</p> <p>(i) 地区ガバナーの要請に従って、適宜地区委員会を監督する。</p> <p>(j) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。</p>	<p>3. 第二副地区ガバナー (P152)</p> <p>第二副地区ガバナーは、地区ガバナーの指導監督のもとにある。具体的な責任は次の通りである。</p> <p>(a) 本協会の目的を推進する。</p> <p>(b) 地区ガバナー・チームにおけるグローバル指導育成チーム(GLT)との主要連絡役を務め、効果的な指導育成の実施及び促進において、自ら積極的に参加すると同時に他の地区役員に働きかける。</p> <p>(c) 地区ガバナー、第一副地区ガバナー、およびグローバル会員増強チーム(GMT)と協力し、地区全体の会員増強計画を策定及び実施する。</p> <p>(d) 地区ガバナーから割当てられる任務を果たす。</p> <p>(e) 本協会の方針に従って、その他任務を遂行する。</p> <p>(f) すべてのキャビネット会議に積極的に参加し、地区ガバナー及び第一副地区ガバナー不在の際には、すべての会議において議長を務める。</p> <p>(g) 地区予算作成に協力する。</p> <p>(h) 翌年度にも継続される事項のすべてに積極的に関与する。</p> <p>(i) 地区ガバナーの要請に従って、適切な地区委員会を監督し、地区内クラブの長所及び弱点の評価に関与する。</p>
---	--

<p>(k) <u>地区予算作成に協力する。</u></p> <p>第16条 地区ガバナー・キャビネット (P164)</p> <p>3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。<u>また、地区グローバルアクションチームのメンバーおよび LCIF 地区コーディネーターに、投票権が与えられる。</u></p> <p>4. <u>地区キャビネット（幹事団や内局等）の委員会。地区ガバナーが地区の効果的な運営に必要なと適切と判断した場合には、その他の委員会及び（又は）委員長を設置し、任命することができる。このような委員会の委員長は、地区キャビネットの投票権のない構成員とみなされる。</u></p> <p>5. <u>レオまたはレオライオンがレオ/レオライオン・キャビネット・リエゾンの役職に任命される場合は、この役職はキャビネットにおける投票権を持たないアドバイザーを務める。</u></p> <p>5. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが決定する。</p> <p>6. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し、諮問することができる。</p>	<p>第15条 地区ガバナー・キャビネット (P154)</p> <p>3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる。</p> <p>4. キャビネット会議の出席者は地区ガバナーが決定する。</p> <p>5. 地区ガバナーはキャビネット構成員以外の者を必要に応じて会議に招集し、諮問することができる。</p>
<p>第17条 キャビネット構成員 (P165)</p> <p>1. キャビネット構成員を次のとおりとする。</p> <p>(a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/<u>GET/LCIF</u> コーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン</p> <p>(b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。</p>	<p>第16条 キャビネット構成員 (P155)</p> <p>1. キャビネット構成員を次のとおりとする。</p> <p>(a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計および地区 FWT/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン</p> <p>(b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。</p>

<p>地区会則委員長、地区<u>マーケティング</u>委員長、地区会員委員長、地区国際大会委員長、地区YCE委員長、地区情報<u>テクノロジー</u>委員長、地区エクステンション委員長、<u>地区糖尿病委員長、地区視力（献眼）委員長、地区食料支援（子ども食堂）委員長、地区小児がん委員長、地区環境保全委員長、地区アラート（災害支援）委員長、地区レオ委員長、地区LCIF委員長、（*）地区年次大会委員長、地区指導力育成委員長、地区ライオンズクエスト委員長、地区薬物乱用防止委員長、地区献血委員長、地区会員維持委員長、地区家族および女性委員長、地区青少年委員長</u>（*）330 複合地区のみ「地区ライオネス委員長」が残っている。</p>	<p>地区会則委員長、地区PR委員長、地区会員委員長、地区国際関係委員長、地区YCE委員長、地区ライオンズ情報委員長、地区エクステンション委員長、地区視覚障害者福祉委員長、地区聴覚言語障害者福祉委員長、地区レオ委員長、地区環境保全委員長、地区LCIF委員長、（*）地区大会参加委員長、地区指導力育成委員長、地区ライオンズクエスト委員長、地区献血委員長、地区青少年委員長、地区文化および地域社会活動委員長、地区会員維持委員長、地区女性および家族会員増強委員長、地区アラート委員長、地区青少年委員長（*）330 複合地区のみ「地区ライオネス委員長」が残っている。</p> <p>◎（e）その他地区ガバナーの任命する地区委員長（330-331-332-333-334-335-337 複合地区）。</p> <p>◎（e）その他地区ガバナーの任命する地区委員長並びにキャビネット副幹事・副会計（336 複合地区）。</p> <p>※地区特有の任命についてはここには掲載しない。</p>
<p>第19条 解任 (P167)</p> <p><u>地区ガバナーによって任命された地区キャビネット構成員は、正当な理由があれば、地区ガバナーが解任できる。地区ガバナー3、第一副地区ガバナー、第二副地区ガバナーを除く、選挙で選ばれた地区キャビネット構成員は、正当な理由4があれば、地区キャビネット全構成員の3分の2以上の賛成票によって解任できる。</u></p>	<p>「第19条 解任」新たに追加</p>
<p>第20条 キャビネット構成員の任務 (P167~P178)</p> <p>1. <u>キャビネット幹事及び会計。地区ガバナーの指導監督のもとに、任務を果たす。具体的な任務は次のとおりである。</u></p> <p>(a) <u>協会の目的を推進する。</u></p> <p>(b) <u>役職に伴って課せられる任務を遂行</u></p>	<p>第18条 キャビネット構成員の任務 P156</p> <p>1. <u>前地区ガバナーは地区の調和を図る。</u></p> <p>2. <u>キャビネット幹事は地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネットの運営事務をつかさどる。</u></p> <p>3. <u>キャビネット会計は地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネットの出納をつかさどる。</u></p>

<p>する。これには下記が含まれるが、これに限られるものではない。</p> <p>1) キャビネット全会議の正確な議事記録をとり、会議終了後 15 日以内に、その写しを各キャビネット構成員及び国際協会本部に送る。</p> <p>2) 準地区大会の議事録を作成し、その写しをライオンズクラブ国際協会、地区ガバナー、準地区内各クラブの幹事に送る。</p> <p>3) 地区ガバナー又はキャビネットの要求に従って、キャビネットに報告をする。</p> <p>4) 準地区内の会員及びクラブに課せられるすべての会費を徴収し、地区ガバナーが定める銀行にこれを預金し、更に地区ガバナーの指示に基づいて支払いをする。</p> <p>5) 準地区内で徴収した複合地区会費があれば、これを複合地区協議会幹事・会計に送金し、領収書を確保する。</p> <p>6) 正確な会計帳簿その他の記録、並びにキャビネット会議及び準地区会合の議事録を作成及び保管し、適切な目的のため、妥当な日時に、地区ガバナー、キャビネット構成員、クラブ会員（又はその正当な代理人）の検査を許す。地区ガバナー又はキャビネットの指示に従って、必要な帳簿及び記録を、地区ガバナーが任命した監査委員に提出する。</p> <p>7) 地区ガバナーの要求があれば、忠実な職務遂行を保证するために、指定額の保証金を積む。</p> <p>8) 任期終了の際には、地区の一般及び/又は財務関連の記録並びに資金を速やかに後任者に引き渡す。</p> <p>(c) 国際理事会の指示により要求されるそ</p>	<p>る。</p> <p>4. リジョン・チェアパーソンは地区ガバナーを補佐し、地区ガバナーの指揮のもとに、責任者としてリジョンの運営に当たる。</p> <p>5. ゾーン・チェアパーソンは地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソンの指揮のもとに、責任者としてゾーンの運営に当たる。</p> <p>6. 地区会則委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、会員に対して諸会則、諸規則の周知を図り、また、会則に関する諮問事項に答えるとともに、必要な場合には意見の具中を行う。</p> <p>7. 地区 P R 委員長は地区ガバナーの指揮のもとに地区内クラブ間の P R および公衆に対する P R 活動を担当する。</p> <p>8. 地区 I T 委員長は地区ガバナーの指揮のもとに地区内クラブ間のインターネットへの理解と普及活動を推進する。</p> <p>9. 地区会員委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、地区内全会員を活動的なしかも熱心な会員に養成することおよび各ライオンズクラブに対し、奉仕の精神に富んだ人を積極的に新会員に選択するようその推進に当たる。</p> <p>1-0. 地区国際関係委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、国際間の相互理解と協力の推進に当たる。</p> <p>1-1. 地区 Y C E 委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、青少年の交換指導を担当する。</p> <p>1-2. 地区ライオンズ情報委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、会員にライオンズクラブの歴史、組織、規約、行事計画などライオンズ全般にわたる情報を提供する。</p> <p>1-3. 地区エクステンション委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、エクステンションに関する活動を行い、新ライオンズクラブの健全な育成を図る。</p>
--	--

<p>他の任務を遂行する。</p> <p>(d) キャビネット幹事とキャビネット会計の職が別々に設けられている場合には、その役職の本質に従って、(b)に記載されている任務がそれぞれの役員に割り当てられるものとする。</p> <p>2. 地区グローバル指導力育成チーム (GLT) コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GLT コーディネーターは地区グローバル・アクション・チーム (GAT) の一員である。その責任には以下が含まれる。</p> <p>(a) 地区チームとともに、地区の指導力育成目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定・実施し、クラブ役員、リジョン及びゾーン・チェアパーソン、公認ガイディング・ライオン、必要に応じその他のメンバーの研修を開催する。</p> <p>(b) 年間地区学習及び指導力育成計画を立てて遂行し、研修について Learn で報告する。</p> <p>(c) 奉仕、会員増強、または指導力育成の役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。</p> <p>(d) 適切な場合には、地区の各行事での研修を支援・進行する。</p> <p>(e) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。</p> <p>3. 地区グローバル会員増強チーム (GMT) コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GMT コーディネーターは地区グローバル・アクション・チームの一員である。その責任には以下が含まれる。</p> <p>(a) 地区チームとともに、地区の会員増強目標の達成に焦点を当て、それに向けて</p>	<p>1-4. 地区視覚障害者福祉委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、視覚障害者のための諸活動を遂行する。</p> <p>1-5. 地区聴覚・言語障害者福祉委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、聴覚障害者および言語障害者のための諸活動を遂行する。</p> <p>1-6. 地区レオ委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、レオクラブ結成および活動の推進指導に当たる。</p> <p>1-7. 地区環境保全委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、環境保全のための諸活動の推進指導に当たる。</p> <p>1-8. 地区 L C I F 委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、ライオンズクラブ国際財団の諸活動に協力する。</p> <p>1-9. 地区アラート委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、アラート活動の推進・指導に当たる。</p> <p>2-0. 地区大会参加委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、各種大会に関する会員の認識を深め参加を奨励する。</p> <p>2-1. 地区指導力育成委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、指導力育成のための諸活動を推進する。</p> <p>2-2. 地区ライオンズタレント委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、麻薬・覚醒剤などの薬物およびアルコールによる害毒に関する青少年のための教育プログラムを企画・推進するとともに、青少年の健全な成長を図る。</p> <p>2-3. 地区献血委員長は地区ガバナーの指揮のもとに、献血に関する諸活動の推進指導に当たる。</p> <p>◎ 2-4. キャビネット副幹事、副会計は、地区ガバナーの指揮のもとに、キャビネット幹事、キャビネット会計を補佐する (3-3-6 複合地区)。</p>
--	--

<p><u>取り組むための地区計画を策定し実施する。</u></p> <p>(b) <u>主なツールや取り組みについてクラブ会員委員長を教育し、各クラブで会員勧誘と会員の満足度を向上させるための会員増強計画を立てるよう奨励する。</u></p> <p>(c) <u>会員に関する問い合わせを受けるクラブ会員委員長を支援し、適用される方針に沿った迅速な指導を行う。</u></p> <p>(d) <u>会員候補者には迅速に連絡が行われ、興味や、都合、期待、その他の要素にもとづいた適切なクラブに紹介されるようにする。もし適切なクラブがなければ、新クラブを結成するための指導と支援が与えられるようにする（グローバル・エクステンション・チームの地区コーディネーターが任命されていない場合）。</u></p> <p>(e) <u>会員増強における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。</u></p> <p>(f) <u>グローバル指導力育成チーム及びグローバル・アクション・チームの地区コーディネーターたちと協力し、クラブに会員維持の戦略を提供する。</u></p> <p>(g) <u>地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター及びクラブ役員と協力し、新会員がクラブレベルで効果的な会員オリエンテーションを受けることを確認する。</u></p> <p>4. <u>地区グローバル奉仕チーム（GST）コーディネーター。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GST コーディネーターは地区グローバル・アクション・チーム（GAT）の一員である。その責任には以下が含まれる。</u></p> <p>(a) <u>地区チームとともに、地区の奉仕及び資金調達目標の達成に焦点を当て、それに向けて取り組むための地区計画を策定し</u></p>	
---	--

<p><u>実施する。</u></p> <p>(b) <u>地区内のクラブによるアクティビティ報告率を上げるよう努力する。</u></p> <p>(c) <u>LCIとLCIFの奉仕プログラムや交付金、およびLCIの奉仕関連リソースの活用について、知識を得、参加を奨励する。</u></p> <p>(d) <u>地区におけるアドボカシー活動の推進者として、クラブが意識高揚、地域社会の啓蒙、変化の唱導を行う上で支援する。</u></p> <p>(e) <u>知名度と会員の満足度を高め、新会員を獲得し、ノウハウの共有を奨励するため、奉仕の成功事例をライオンズや地域社会に共有する。</u></p> <p>(f) <u>奉仕における指導的役割を担えそうなリーダー候補者を特定すべく努力する。</u></p> <p>5. <u>グローバル・エクステンション・チーム（GET）コーディネーター（この役職が地区ガバナー任期中に活用される場合）。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区 GET コーディネーターは地区グローバル・アクション・チーム（GAT）の一員である。</u></p> <p><u>その責任には以下が含まれる。</u></p> <p>(a) <u>地区チーム（地区ガバナーおよび各副地区ガバナーを含む）と協力し、地区の新クラブ目標の達成と維持を徹底する。</u></p> <p>(b) <u>ボランティア奉仕がまったく行われていない、あるいは十分に行われていない地域社会や、より大きなコミュニティにおけるグループ内において、新クラブを結成する機会を見出す。</u></p> <p>(c) <u>地区のリーダーたちと協力して、新クラブ結成を成功させるために必要なタスク（会員の勧誘、リーダーシップ育成、有意義な奉仕事業への参加促進など）を遂行できるチームを作る。</u></p> <p>(d) <u>新クラブ開発のプロセスと方針を理解した上で、それをチームメンバーに伝え、さらに正確な情報が入会予定者に伝わる</u></p>	
--	--

<p>よう徹底する。</p> <p>(e) スポンサー・クラブが新クラブ役員のメンター（教育係）を務められるように手助けし、またガイディング・ライオンに新クラブの心得を教育することで、新クラブの成功を確かなものにする。</p> <p>(f) 新クラブ結成に関心のあるライオンズを研修し、起用することで、地区の新クラブ結成の可能性を広げる。</p> <p>(g) 新クラブの申請書に記入漏れがないか、承認手続きが正しくされているか、効率的に提出されているかを確認する。</p> <p>6. 地区 LCIF コーディネーター。地区 LCIF コーディネーターは、複合地区 LCIF コーディネーターが地区ガバナーと協議の上で推薦し、LCIF 理事長が任命する。その任期は3年である。この役職はライオンズクラブ国際財団 (LCIF) のアンバサダーの役割を果たし、複合地区 LCIF コーディネーターに直属するもの地区指導陣と密接に連携する。その責任には以下が含まれる。</p> <p>(a) クラブのコーディネーターたちが LCIF のファンドレイズ戦略を確実に実行するようにする。</p> <p>(b) LCIF の地区内や国内外での重要性とインパクトについてライオンズに啓発する。</p> <p>(c) 地区全体におけるファンドレイズのあらゆる側面において LCIF を支援するようライオンズに奨励する。</p> <p>(d) LCIF の交付金受給の機会について熟知し、LCIF が支援する種々の交付金及び事業について地区内ライオンズを啓発する。</p> <p>7. リジョン・チェアパーソンは地区ガバナーを補佐し、地区ガバナーの指揮のもとに、責任者としてリジョンの運営に当たる。</p> <p>8. ゾーン・チェアパーソンは地区ガバナーおよびリジョン・チェアパーソンの指揮のもとに、責任者としてゾーンの運営に当</p>	
---	--

<p>る。</p> <p>9. 地区マーケティング委員長。地区ガバナーの指導監督のもとに、地区マーケティング委員長はマーケティングおよびコミュニケーションの取り組みに責任を負い、地区グローバル・アクション・チームを直接サポートする。その責任には以下が含まれる。</p> <p>(a) 地区チームと協力し、大規模な行事や、プログラム、イニシアチブを広報する機会を特定・支援する。</p> <p>(b) 地区グローバル会員増強チーム・コーディネーターと直接連携し、マーケティングのチャンネルを通じて集まるあらゆる入会見込み者を適切なクラブに案内する。</p> <p>(c) マーケティングや PR の指導をすることで、地区ガバナーおよび地区グローバル・アクション・チームをサポートする。</p> <p>(e) 地区の資金援助の機会において支援を行う。</p> <p>(f) 直接、あるいは地区マーケティング委員会の設置を通じて、地区の各種ソーシャルメディアやウェブサイトを管理する。</p> <p>(g) グローバル・ブランド・ガイドラインに対する十分な理解を保持する。</p> <p>a. 地区のあらゆる活動において、グローバルブランド資産を適切に、かつ一貫して使用するよう奨励する。</p> <p>b. ストーリー作成やメディア発信の準備において、承認されたブランドテンプレートの使用を援助する。</p> <p>(h) クラブに、クラブ・マーケティング委員長を任命するよう奨励する。</p> <p>a. 会議や研修を開催したり、マーケティングの指導やコツを提供することによって、クラブ・マーケティング委員長を継続的に支援するようにする。</p> <p>(i) LCI と LCIF の優れた活動やニュース性</p>	
---	--

<p>の高いストーリーを、ソーシャルメディアの各チャンネルを介してライオンズや各方面のメディアに、さらに外部に向けて、発信する</p> <p>10. 地区グローバル・アクション・チーム (GAT)。地区ガバナーがファシリテーターを務めるこのチームには、地区グローバル会員増強チーム・コーディネーター、地区グローバル奉仕チーム・コーディネーター、地区グローバル指導力育成チーム・コーディネーター、および地区グローバル・エクステンション・チーム・コーディネーターが含まれ、地区マーケティング委員長の支援を受ける。チームは、クラブが人道奉仕を広げ、会員増加を達成し、未来のリーダーを育成する手助けを協働して行うための計画を策定し実施する。定期的に会合し、その計画の進捗状況と、計画をサポートする可能性のある取り組みを討議する。複合地区グローバル・アクション・チームのメンバーと連携してさまざまな取り組みや成功事例について学び、活動、達成事項、課題を複合地区グローバル・アクション・チームのメンバーと共有する。地区ガバナー諮問委員会会議のほか、奉仕、会員増強、あるいは指導力育成の取り組みを主に取り上げるゾーン、リジョン、地区、または複合地区の会議に出席して意見を交換し、クラブの取り組みに利用できそうな知見を得る。</p>	
<p>第29条 禁忌事項 (P182)</p> <p>(1)ライオンズ道徳綱領に反する言動や行為をしてはならない。(国際理事会方針書第6章A項)(本編P11)</p> <p>(2)クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品および援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文</p>	<p>第3章 改正その他</p> <p>第27条 文書配布の規制 (P163)</p> <p>クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品、援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。(文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなどのすべて</p>

<p>書等を配布してはならない(文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなどのすべての電子的手段による送信手段を含む)。但し緊急災害に関する支援援助等は除く。</p> <p>また、会議においては、議長の許可なく資料配布はしてはならない。</p> <p>(3)差別禁止方針</p> <p>ライオンズクラブ国際協会は、差別禁止方針を支持する。ライオンズクラブ及び会員は、人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のいかなる状況によっても差別してはならない。この方針に反することは、ライオンズの会員及び又はライオンズクラブとしてふさわしくない行動を取ったとみなされ、その結果、国際理事会が定める方針に従って、クラブが「ステータスクォ」処分及び又は解散処分を受ける場合がある。(国際理事会方針書第17章I項)</p> <p>(4)クラブへの納入金未納の通知書を幹事から受けてから30日以内に納入しない会員は、直ちに、全額を納入するまでグッドスタンディングでなくなる。グッドスタンディングの会員のみがクラブにおいて投票権を持ち、役員になることができる。</p> <p>(5)クラブは公職の候補者を後援または推薦してはならない。また、クラブのいかなる会合においても政党、宗派に関して討論してはならない。</p> <p>(6)クラブ役員および会員は自らのライオン歴を累進させる場合を除き、いかなる個人的、政治的、その他の野心のためにも、会員であることを利用してはならない。また、クラブ全体としてもクラブの目的に反する運動に参加してはならない。</p> <p>(7)クラブの会員以外の者が、会合の席でクラブに資金を求めることはできない。本クラブの会合中に通常の経常支出として計上されていない臨</p>	<p>の電子的手段による送信手段を含む)。</p> <p>禁忌事項は、役員必携に掲載されているが、広く会員に周知する意味でライオンズ必携にも掲載する。</p>
--	---

ライオンズ必携 第61版 複合地区会則 第3条と第14条の訂正について

一般社団法人日本ライオンズ 会則委員会委員長
松本宰史

複合・地区年次大会 第1号議案 追加提出

今年度発行されました、ライオンズ必携（ポケット版）第61版に、2点間違いがありました。訂正しお詫び申し上げます。

ライオンズ必携複合地区会則 一部訂正について

(ライオンズ必携第61版)	現行印刷版(ライオンズ必携第61版)
<p>第1章 複合地区 第3条 メンバー</p> <p>複合地区は、別表 H の地区内において結成され、ライオンズクラブ国際協会の承認を受けたすべてのライオンズクラブから成る。</p> <p>(文言は第 60 版掲載文に戻し、条文タイトルを「構成」から「メンバー」に変更する。また、目次についても同様に変更する)</p>	<p>第1章 複合地区 第3条 構成 (P146)</p> <p>複合地区内のすべての地区ガバナーから成るガバナー協議会を設けるものとし、その中には、協議会議長を務める現又は元地区ガバナーを1人含める。本複合地区の役員は、ガバナー協議会の構成員となる。協議会議長を含む協議会の各構成員は、協議会の決議を必要とする各事柄について1票の投票権を持つ。協議会議長は1年任期を1期のみ務めるものとし、この役職を再び務めることはできない。</p>
<p>第2章 地区 第14条 キャビネット会議</p> <p>(d) 投票。投票する権利は、本地区会則第17条第1項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。</p>	<p>第2章 地区 第14条 キャビネット会議 (156)</p> <p>(d) 投票。投票する権利は、本地区会則第6条第2項で投票権を有すると定められる地区キャビネット構成員に与えられる。</p>

- ◆対応いたしましたして、すでに印刷されていることから、第62版制作時に訂正するものとし、複合年次大会において、新旧対照表に、訂正を追加したいと思います。
- ◆(一社)日本ライオンズホームページに、訂正したものを3部構成で掲載いたします。また、今までライオンズ必携に掲載していた「日本のライオンズ年表」(年代別の議長及び、地区ガバナー名掲載)につきまして、印刷版からは省きましたが、日本ライオンズホームページに検索機能付きで掲載いたします。ライオン誌ホームページにもリンク掲載しております。
- ◆以上、お手数をお掛けいたしますが、この間違いについて、周知して頂けたら幸いです。

<p>時支出の要請又は提案がなされた場合には、そのいかなるものも、さらなる検討を受けるべく適切な委員会あるいは理事会に付する。</p> <p>(8)会員名簿は、理事会の承認なく、それを請求する者に配布してはならない。</p> <p>(9)国際会則第4条に名称および紋章の使用について規定されている。本必携第1編Iの14.に詳しく記載されているので乱用しないよう留意する。</p> <p>(10)名誉会員および準会員を除いて、いかなる会員も同時に二つ以上のライオンズクラブの会員になることはできない。なお「名誉会員または賛助会員を除いて、いかなる会員も同時にライオンズクラブと同じような性格を持つ他の奉仕団体の会員になることはできない」の規定は、2003年7月デンバー国際大会で国際付則改正により削除された。</p>	
<p>第30条 施行期日 (P184)</p> <p>本会則はこれを採択する複合地区大会の閉会時から効力を発する。ただし、他の複合地区と関連する規定については、これを採択する330—337の各複合地区大会がすべて終了した時から効力を発する。</p> <p>(2)2024年 複合地区年次大会承認後、効力を生じる。</p>	<p>第24条 施行期日 (P163)</p> <p>本会則はこれを採択する複合地区大会の閉会時から効力を発する。ただし、他の複合地区と関連する規定については、これを採択する330—337の各複合地区大会がすべて終了した時から効力を発する。</p>

◎第2号議案の可決には出席代議員の過半数の賛成が必要

ライオンズ必携第61版 改正箇所

◆第2号議案：国際理事候補者資格審査委員会規則改正

改正 (第 61 版)	現行 (第 60 版)
<p>国際理事候補者資格審査委員会規則 (P203)</p> <p>第1章 国際理事候補者資格審査委員会</p> <p>第1条 名称 本組織を国際理事候補者資格審査委員会と称する。</p> <p>第2条 目的 本委員会の目的は、地区及び複合地区から推薦を受けた国際理事候補者を資格審査することにある。</p> <p>第3条 構成 国際理事候補者資格審査委員会は、以下の委員で構成される。</p> <p>a. <u>一般社団法人日本ライオンズ委員会から正副委員長</u></p> <p>b. <u>各複合地区から選出される複合地区国際理事候補者資格審査委員長</u></p> <p>第4条 任務 国際理事候補者資格審査委員会は、下記の責務を負う。</p> <p>a. <u>地区及び複合地区から推薦を受けた候補者の履歴書等、審査を行う。</u></p> <p>c. <u>目的としている、国際理事の日本割当枠数(以下、割当枠と言う)に対し資格審査する。</u></p> <p>d. <u>割当枠を超える候補者の場合、第3章国際理事候補者推薦選挙管理委員会を組織する。</u></p>	<p>国際理事候補者推薦選挙手続規則 (P166)</p> <p>昨年度(一社)日本ライオンズに於いて、名称変更が行われた。それにともない規則変更をするものである。第1章に名称変更となる条文を追加し、第2章及び第3章は、今まで通り日本割当枠を超えた場合選挙による推薦者を選出するものである。</p>

<p>第2章 準地区および複合地区大会の推薦</p> <p>第7条 届出 立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の準地区の年次大会議案として提案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により新たな立候補予定者が必要になった場合には、<u>定められた期日までに、新たな候補者の立候補届、推薦証明書が、国際本部に提出できるよう、日本ライオンズ、複合地区、地区と協議する。</u></p> <p>第13条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求 準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ(以下日本ライオンズという)に対し、<u>資格審査および推薦を求めることができる。</u></p> <p>第3章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会</p> <p>第15条 目的 選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当枠と同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。</p>	<p>第1章 準地区および複合地区大会の推薦</p> <p>第3条 届出 立候補者の所属するクラブは、選挙の行われる国際年次大会が開催される前年度の準地区の年次大会議案として提案ができる期日までに本人の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。不測の事態により新たな立候補予定者が必要になった場合には、<u>当年度の準地区年次大会議案として提案できる期日までに、本大会の立候補届出書および履歴書など必要書類を地区ガバナーに提出する。</u></p> <p>第9条 一般社団法人日本ライオンズへの推薦要求 準地区および複合地区年次大会において推薦を受けた候補者は一般社団法人日本ライオンズ(以下日本ライオンズという)に対し、推薦を求めることができる。</p> <p>第2章 国際理事候補者推薦選挙管理委員会</p> <p>第11条 目的 選挙管理委員会は候補者が日本に割当てられた人数(以下割当枠と言う)を超えた場合日本ライオンズの付託を受け、割当枠と同数の推薦をするため日本国内で選挙を行い、日本ライオンズとしての推薦候補者を決定することを目的とする。</p>
--	---

<p>第17条 選挙管理委員会の構成</p> <p>選挙管理委員会は、日本ライオンズの理事の中から選出された<u>正副委員長2名</u>と、330～337複合地区ガバナー協議会によって任命された各<u>国際理事資格審査委員長8名</u>を<u>選挙管理委員</u>とし、計10名をもって構成する。ただし、候補者およびその支援に係る責任者を除くものとする。</p> <p>第21条 選挙管理委員会の選挙による推薦 <u>(8)上記日程外に日本枠が発生した場合は、理事会において日程調整を行う。</u></p> <p>第4章 改正その他</p> <p>第24条 本規則の改廃には日本ライオンズ理事会の承認を得た後、複合地区年次大会に<u>議案上程</u>し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する第26条</p> <p><u>(付則) 本規則の改正部分は、2023～2024年度複合地区年次大会の閉会時から、複合地区会則第28条の規定に従って効力を生じる。</u></p>	<p>第19条 選挙管理委員会の構成</p> <p>選挙管理委員会は、日本ライオンズ330～337複合地区ガバナー協議会によって任命された各<u>1名の委員</u>、計9名をもって構成する。ただし、候補者およびその支援に係る責任者を除くものとする。</p> <p>第17条 選挙管理委員会の選挙による推薦(8)を新たに追加する。</p> <p>第3章 改正その他</p> <p>第20条 本規則の改廃には日本ライオンズ理事会の承認を得た後、複合地区年次大会に<u>出席</u>し、投票した代議員の過半数の賛成投票を要する。</p>
---	---



2024年2月19日



LIONS CLUBS
INTERNATIONAL
MD331

COUNCIL OFFICE:
ODA BUILDING 5F
NORTH3 WEST3,KITA-KU SAPPORO
HOKKAIDO 060-0809 JAPAN
PHONE:81 11-758-8866
FAX:81-11-758-8885
E-mail:md331@ruby.ocn.ne.jp

330～337 複合地区
ガバナー協議会議長 各位
各地区ガバナー 各位

331 複合地区ガバナー協議会
議 長 松浦 淳一
第 62 回 OSEAL フォーラム
委員長予定者 鶴嶋 浩二

第 62 回 OSEAL フォーラム協力金拠出のお願い

拝 啓 向春の候、貴職におかれましてはますますご健勝にてライオニズムの高揚にご精励のこととお慶び申し上げます。

ご承知の通り、2022年11月開催の済州フォーラムにおいて、第62回 OSEAL フォーラムを北海道札幌市で2025年10月23日～26日に開催することが正式に決定致しました。

フォーラム開催に向け、331 複合地区といたしましてもオール北海道で協力し成功を期して尽力して参る所存ですが、近年の会員数減少と物価高を鑑み、是非とも皆様からのご支援、ご協力を賜りたく存じます。

つきましては、会員お一人2,000円の拠出金のご負担をお願い申し上げます。今年度年次大会に上程いただき、2024年6月までにお取りまとめいただけたら幸甚に存じます。送金先等につきましてはあらためてお知らせ致します。

何卒、貴職並びに会員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

第62回OSEALフォーラム（札幌大会）収支予算書 ※単位円

【収入の部】

科目	摘要	予算案		
		人員・数量	単価	予算額
登録料	通常登録	5,000	20,000	100,000,000
	早期登録	7,000	18,000	126,000,000
支援金	MD331-A（有料会員）	2,000	6,000	12,000,000
	MD331-B・C（有料会員）	3,000	3,000	9,000,000
	MD330・332・333・334・335・336・337 （有料会員 70,000名）	70,000	2,000	140,000,000
助成金	札幌市コンベンション誘致促進助成金			10,000,000
	札幌市コンベンションシャトルバス助成金			500,000
	北海道			3,000,000
晩さん会会費	¥20,000×600名	600	20,000	12,000,000
ゴルフトーナメント会費	¥23,000×200名	200	23,000	4,600,000
雑収入	広告収入			3,000,000
	札幌大会 自治体ふるさと納税取扱い			1,000,000
	出展料			3,000,000
収入計				424,100,000

【支出の部】

科目	摘要	予算額		
総務	事務局費			4,000,000
	給料手当			16,500,000
	賃借料			3,600,000
	総務諸経費			6,600,000
	会議費			5,000,000
	会場費			45,000,000
	印刷費			13,000,000
	記念品代			60,000,000
	通訳経費			24,000,000
	交通費			2,000,000
	視察費			18,000,000
	その他諸経費			6,000,000
事業	セミナー諸経費			15,000,000
	広報費			16,800,000
	開会式・閉会式諸経費			55,000,000
	運営人件費			13,000,000
接遇	会議飲食費			15,000,000
	バザール会場費			20,000,000
	交通費			7,000,000
	宿泊費			24,000,000
	ゴルフトーナメント開催諸経費			6,000,000
業務委託費	外部業者委託費			14,000,000
合計				389,500,000
消費税（8%・10%各区分）				34,600,000
支出計				424,100,000

一般社団法人日本ライオンズ 会費規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ライオンズ（以下「日本ライオンズ」という。）定款第46条に定める賛助社員の賛助会費について定める。

(会費の額)

第2条 賛助社員が納める賛助会費は、ライオンズクラブ国際協会に登録されたライオンズクラブの在籍会員数に月80円を乗じた額とする。

(会費の納入)

第3条 前条に規定する賛助会費は、指定の方法で半期分（6ヵ月分）を一括納入する。

(会費の請求)

第4条 賛助会費の請求は、日本ライオンズの名において各複合地区宛てにて行うものとする。

(減免)

第5条 家族会員を登録している場合は、二人目以降の家族会員を第2条の対象人数から除くものとする。

(規定の変更)

第6条 この規定は、理事会の議を経た後、変更することができる。

附則

1. この規定は、平成28年7月1日から施行する。
2. 日本ライオンズ設立により、日本ライオンズ連絡事務所及びライオン誌日本語版事務所の繰越剰余金は、賛助社員である複合地区に戻してから、特別の会費として受け入れる。

議事運営委員会 次第(案)

開催日時 2024年6月1日(土)16:30～17:30

開催場所 海峡メッセ下関 8F「804会議室」

司会：議事運営委員会 委員 松岡 寿一郎
(事務局運営委員会 委員長)

- | | | |
|---------------------|-------------------------------|-------|
| 1. 開会挨拶 | 議事運営委員会 副委員長
(336-C地区ガバナー) | 三口 巖 |
| 2. 議長挨拶 | 大会議長 | 澤 辰水 |
| 3. 議事運営説明と議案の決議について | 議事運営委員会 委員長
(336-B地区ガバナー) | 藤井 信英 |

① 各会 6月2日(日)9:00～9:45

- ・国際理事候補者推薦委員会 海峡メッセ下関 8F「802会議室」
- ・第一分科会 海峡メッセ下関 1F「展示見本市会場」
- ・第二分科会 海峡メッセ下関 10F「国際会議場」
- ・第三分科会 海峡メッセ下関 9F「海峡ホール」

② 決議委員会 6月2日(日)9:45～9:55

海峡メッセ下関 8F「803会議室」

③ 代議員総会 6月2日(日)10:00～11:00

海峡メッセ下関 1F「展示見本市会場」

- | | | |
|---------------|-----------------------|-------|
| 4. 大会スケジュール説明 | 大会委員長 | 勝本 竜一 |
| 5. その他 | | |
| 6. 閉会挨拶 | 大会会計
(336-A地区ガバナー) | 山崎 勝彦 |

【任 務】

- ◎ 大会議事運営は、複合地区会則第6条に基づき、ガバナー協議会で決定した「336複合地区第70回年次大会議事規則」によることを確認し、この議事規則による適切な議事運営がなされるようにする。
- ◎ 大会前日に開かれる議事運営委員会(打ち合わせ会)を主宰し、各委員会、代議員会等が円滑に運営されるよう打ち合わせを行う。
- ◎ 代議員会において、議事運営会委員長より議事規則を説明する。

前夜祭 次第(案)

開催日時 2024年6月1日(土) 18:30 ~ 20:30

開催場所 海峡メッセ下関 4F イベントホール

司会: 下関ライオンズクラブ 最上 進一

1. 開会/議長・ガバナー入場

2. 歓迎の挨拶 大会委員長 勝本 竜一

3. 大会議長挨拶 大会議長 澤 辰水

4. 来賓ご紹介 下関市長 前田 晋太郎

元国際理事 谷野 徹

5. 来賓挨拶 下関市長 前田 晋太郎

元国際理事 谷野 徹

6. 清興

7. 乾杯 一社)日本ライオンズ 監事・監査 岡村 聖爾

8. 祝宴開始

9. アトラクション ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

10. また会う日まで

11. ライオンズローア D地区 7R2Z ZC 内山 稔

12. 閉会の辞 D地区 7R RC 吉村 武志

13. 終宴

資格証明委員会 次第(案)

開催日時 2024年6月2日(日) 8:00～8:50

開催場所 海峡メッセ下関 8F 806会議室

司会：事務局運営委員会 委員長 松岡寿一郎

1. 委員長あいさつ 大会議長 澤 辰水
2. 代議員の資格審査結果の取りまとめ
3. 委員会・分科会・総会での資格審査結果の報告
4. 閉会

【構成】

委員長	副委員長	委員	
ガバナー協議会議長 澤 辰水	C地区ガバナー 三口 巖	A地区キャビネット会計	大野 富彦
		B地区キャビネット会計	佐々木 孝之
	A地区ガバナー 山崎 勝彦	C地区キャビネット会計	二神 好章
		D地区キャビネット会計	楫 伸

【任務】

- ◎ 公式プログラム記載の登録時間内に受け付けた代議員の資格を審査、確認し、大会に報告するのが任務です。
代議員の資格は、代議員証にある所属クラブ会長署名によって証明されます。
- ◎ 資格審査副委員長は、登録時間内に受け付けた代議員の資格を確認し、委員長に報告します。
- ◎ 資格審査委員会は代議員の登録が終了後直ちに行われます。委員会では定められた時間内に受け付けたクラブ定数に基づく代議員と、その他の代議員資格者について、適格者であることを確認し、委員長は代議員会に報告いたします。

国際理事候補者資格審査委員会 次第(案)

開催日時 2024年6月2日(日) 9:00 ~ 9:45

開催場所 海峡メッセ下関 8F 802会議室

司 会 : D地区幹事 藤本 節男

資格証明 : D地区会計 楫 伸

- | | | |
|--------------|-------------|--------|
| 1. 開会のことば | 委員長 (大会副議長) | 山崎 もとみ |
| 2. 役員紹介 | | |
| 3. 資格証明結果報告 | 資格証明委員会 委員 | 楫 伸 |
| 4. 議案審議 | 委員長 (大会副議長) | 山崎 もとみ |
| 5. 報告並びに意見交換 | 委員長 (大会副議長) | 山崎 もとみ |
| 6. 閉会のことば | 大会顧問 | 谷野 徹 |

第一分科会 次第(案)

【LCIF/IT・M・ライオンズ情報/アラート】

開催日時 2024年6月2日(日) 9:00～9:45

開催場所 海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場

司 会：B地区幹事 松岡 哲也

資格証明：B地区会計 佐々木 孝之

- | | | |
|--------------|----------------------------|--------|
| 1. 開会のことば | 第一分科会 委員長 | 西尾 慎一 |
| 2. 役員紹介 | | |
| 3. 資格証明結果報告 | 資格証明委員会 委員 | 佐々木 孝之 |
| 4. 議案審議 | 第一分科会 委員長 | 西尾 慎一 |
| | ・第4号議案 公益財団法人日本ライオンズ設立について | |
| 5. 報告並びに意見発表 | LCIFコーディネーター | 高岡 英治 |
| | IT・M・ライオンズ情報委員会 委員長 | 泉 清博 |
| | ライオン誌日本語版委員会 委員 | 上田 隆政 |
| | JLA 西日本統括リーダー | 藤井 信英 |
| | アラート委員会 委員長 | 西尾 慎一 |
| 6. 質疑応答 | | |
| 7. 閉会のことば | 第一分科会 副委員長 | 高岡 英治 |

第二分科会 次第(案)

【GMT(GMA)/GLT/GST/SCP・FWT/長期計画/会計】

開催日時 2024年6月2日(日) 9:00 ~ 9:45

開催場所 海峡メッセ下関 10F 国際会議場

司 会：A地区幹事 斎藤 明子

資格証明：A地区会計 大野 富彦

- | | | |
|--------------|--|-------|
| 1. 開会のことば | 第二分科会 委員長 | 池原 堅 |
| 2. 役員紹介 | | |
| 3. 資格証明結果報告 | 資格証明委員会 委員 | 大野 富彦 |
| 4. 議案審議 | 第二分科会 委員長 | 池原 堅 |
| | 大会会計 | 山崎 勝彦 |
| | ・ 第1号議案「336複合地区2024~2025年度複合地区会費について」 | |
| | ・ 第2号議案「二人目以降の家族会員の複合地区費・複合地区大会費について」 | |
| | ・ 第3号議案「学生会員とレオライオンの複合地区費・複合地区大会費について」 | |
| | ・ 第5号議案「336複合地区会計報告について」 | |
| | 一社)日本ライオンズからの上程議案 | |
| | ・ 第3号議案「第62回OSEAL フォーラム(札幌)協力金の件」 | |
| | ・ 第4号議案「一般社団法人日本ライオンズ 賛助会費の件」 | |
| 5. 報告並びに意見発表 | GSTコーディネーター | 中島 繁 |
| | SCP・FWTコーディネーター | 鶴飼 恵美 |
| | 長期計画委員会 委員長 | 酒井 公一 |
| | GLT世話人 | 山崎 勝彦 |
| | GMA世話人 | 真鍋 隆 |
| | GMT・GMAコーディネーター | 池原 堅 |
| 6. 質疑応答 | | |
| 7. 閉会のことば | 第二分科会 副委員長 | 真鍋 隆 |

第三分科会 次第(案)

【国際大会/青少年・環境保全・保健福祉/YCE・国際関係・レオ/ライオンズクエスト/会則】

開催日時 2024年6月2日(日) 9:00～9:45

開催場所 海峡メッセ下関9F 海峡ホール

司 会：C地区幹事 澤田 和寿

資格証明：C地区会計 二神 好章

1. 開会のことば 第三分科会 委員長 松岡 諒
2. 役員紹介
3. 資格証明結果報告 資格証明委員会 委員 二神 好章
4. 議案審議 第三分科会 委員長 松岡 諒
 - ・第6号議案「第71回複合地区年次大会の開催およびホストクラブについて」
一社)日本ライオンズからの上程議案
 - ・第1号議案「ライオンズ必携第61版 複合地区会則改正の件」(訂正を含む)
 - ・第2号議案「ライオンズ必携第61版 国際理事候補者資格審査委員会規則改正の件」
5. 報告並びに意見発表 一社)日本ライオンズ国際大会 委員 徳永 修
青少年・ライオンズクエスト・薬物乱用防止委員会 委員長 春木 扶佐子
YCE・国際関係・レオ・平和ポスター委員会 委員長 蔵本 守雄
環境保全・保健福祉・献血・献眼・視聴覚委員会 委員長 田中 秀幸
会則および付則・運営マニュアル編集委員会 委員長 松岡 諒
6. 質疑応答
7. 閉会のことば 第三分科会 副委員長 三口 巖

決議委員会 次第(案)

開催日時 2024年6月2日(日) 9:45～9:55

開催場所 海峡メッセ下関内 8F 803会議室

司会：大会事務局長 田中 秀幸

1. 委員長あいさつ 大会副議長 山崎 もとみ
2. 各会報告 各会 委員長
3. 閉会

【構成】

委員長	副委員長	委員	各会委員長	
D地区ガバナー (大会副議長) 山崎 もとみ	A地区ガバナー (大会会計) 山崎 勝彦	ガバナー協議会議長 澤 辰水	国際理事候補者 資格審査委員会	
			第一分科会	西尾 慎一
			第二分科会	池原 堅
			第三分科会	松岡 諒

【任務】

各委員会および分科会の委員長はその議事を主導し、審議結果を大会議長に報告する。

代議員総会 次第(案)

開催日時 2024年6月2日(日) 10:00～11:00

開催場所 海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場

司会：事務局運営委員長 松岡 寿一郎

- | | | |
|------------------|------------------|--------|
| 1. 開会宣言 | 大会議長 | 澤 辰水 |
| 2. 国旗に対して礼 | | |
| 3. 大会議長挨拶並びに年次報告 | 大会議長 | 澤 辰水 |
| 4. 来賓挨拶 | 元国際理事 | 谷野 徹 |
| 5. 大会議事規則説明 | 議事運営委員会 委員長 | 藤井 信英 |
| 6. 資格証明結果発表 | 資格証明委員会 委員長 | 澤 辰水 |
| 7. 議案審議並びに分科会報告 | 決議委員会 委員長 | 山崎 もとみ |
| | 国際理事候補者資格審査委員会 | 山崎 もとみ |
| | 第一分科会 委員長 | 西尾 慎一 |
| | 第二分科会 委員長 | 池原 堅 |
| | 第三分科会 委員長 | 松岡 諒 |
| 8. 会計・監査報告 | 2022～2023年度 会計 | 弓場 秀俊 |
| | 2022～2023年度 監査委員 | 岡村 聖爾 |
| | 2023～2024年度 会計 | 山崎 勝彦 |
| | 2023～2024年度 監査委員 | 弓場 秀俊 |
| 9. 採択 | 大会議長 | 澤 辰水 |
| 10. 閉会宣言 | 大会議長 | 澤 辰水 |

大会式典 次第(案)

開催日時 2024年6月2日(日) 11:15～12:45

開催場所 海峡メッセ下関 1F 展示見本市会場

司会:下関ライオンズクラブ 浦野幸司

1. 開会宣言 大会議長 澤 辰水
2. 国旗に対して礼
3. 国歌並びにライオンズクラブの歌斉唱
4. 物故会員追悼(黙祷)
5. 歓迎の挨拶 大会委員長 勝本 竜一
6. 来賓・大会役員紹介
7. 大会議長挨拶 大会議長 澤 辰水
8. 来賓挨拶 山口県知事 村岡 嗣政 様
下関市長 前田 晋太郎 様
9. 各アワード表彰・贈呈
 - ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 - ・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
10. 祝電披露
11. 次期協議会構成員・第一および第二副地区ガバナーの紹介並びに入場
12. 次期協議会議長挨拶 次期協議会議長 藤井 信英
13. 次期複合地区年次大会開催地並びにホストクラブの発表
14. 次期複合地区年次大会委員長挨拶 次期複合地区年次大会委員長 大谷 博
15. 閉会宣言 大会議長 澤 辰水



ご参考

大会スケジュール

2024年6月20日(木)～6月25日(火)

オーストラリア東部夏時間 (GMT+11)

国際大会 (LCICon) の公式行事の会場は
メルボルン・コンベンション&エキシビション・センター (MCEC)

6月20日(木)

11:00～17:00 パレード事務局

6月21日(金)

08:00～17:00 登録受付

08:00～17:00 パレード事務局

08:30～17:00 FVDG/DGE セミナー

10:00～17:00 展示ホール運営時間

19:00～22:00 地区ガバナーエレクト祝賀晩餐会

6月22日(土)

09:00～17:00 登録受付

10:00～14:00 インターナショナル・パレード

10:00～17:00 展示ホール運営時間

15:30～16:30 ビジネスセッション
国際理事候補者の紹介

18:00～20:00 インターナショナルショー



ご参考

6月23日(日)

09:00～17:00 登録受付

09:30～12:00 大会開会式(初日総会)
会長講演、国旗式
第三副会長候補者の指名

10:00～17:00 展示ホール運営時間

12:00～17:00 選挙

12:30～14:30 メルビン・ジョーンズ・フェロー昼食会

13:15～17:00 各種セミナー

6月24日(月)

09:00～17:00 登録受付

09:30～12:00 大会二日目総会
追悼式、LCIFセッション、基調講演

10:00～17:00 展示ホール運営時間

10:00～17:00 選挙

13:15～17:00 各種セミナー

20:00～22:00 元国際会長/元国際理事/
地区ガバナー/元地区ガバナー晩餐会

6月25日(火)

07:30～09:30 登録受付

07:30～09:30 選挙

09:30～12:00 大会閉会式(最終日総会)
2024～2025年度国際会長就任宣誓式、
国連国旗式、2024～2025年度地区ガバナー就任宣誓式

19:00～21:00 国際役員との集い